

事 務 連 絡
平成20年12月10日

公 共 事 業 受 注 者 各 位

妙高市長 入 村 明
(担 当 課 : 財 務 課)

前金払請求の対象範囲拡大について

昨年発生した米国のサブプライムローン問題に端を発する世界金融危機などの影響を受け、公共事業に携わっていただいている方々を取り巻く環境は急速に厳しさを増していると考えられます。このような状況であることを考慮し、公共事業受注者の資金調達の円滑化を図るため、妙高市では下記のとおり前金払請求の対象範囲を拡大することとします。

記

1. 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事において、前金払請求ができる範囲を『請負金額が130万円以上』から『請負金額が50万円以上』に拡大する。
ただし、支払い割合等その他規定については、従来どおりとする。
2. この取り扱いは、平成20年12月10日から当分の間、適用する。
3. 前記適用日以降、契約を締結する事業の関係書類において、前金払請求ができる範囲が『請負金額が130万円以上』となっているものについては『請負金額が50万円以上』と読み替えるものとする。